

世界の難民情報を伝える

# UNHCR NEWS

United Nations High Commissioner for Refugees

Number

15

2000年 第3号



## Contents

Special Report

**自立への戦略**  
ウガンダでの難民政策

Information

特定非営利活動法人  
日本国連HCR協会(通称 HCR協会)が  
設立されました

『緊急対応ハンドブック』日本語版刊行

**50**  
th Anniversary  
**UNHCR**  
国連難民高等弁務官事務所

# 自立への戦略

## ウガンダでの難民政策



1993年8月、2日間で6万人の難民がスーダン南部からウガンダへ流入した。コボコ受け入れセンター。UNHCR/P.Mountzis

ウガンダには1990年代を通じ隣国のスーダン、コンゴ民主共和国(旧ザイール)、ルワンダからの難民が流入し現在は約20万人の難民が暮らす。

ウガンダにいる最大の難民グループはスーダンからの難民でその数約18万人。スーダンでの政府軍とSPLA(スーダン人民解放軍)を主体とする反政府組織の内戦は一向に止む気配がなく、スーダン南部への難民の帰還も当面望めそうにない。

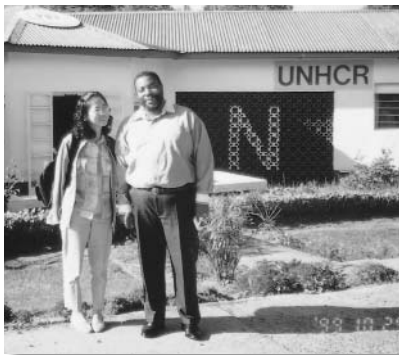
こうした中、ウガンダ政府は柔軟な難民政策を取り、スーダン難民の自立のために土地を分け与えるようになった。しかし、北部ウガンダの資源の乏しさとインフラの未整備がスーダン難民への援助を複雑なものにしている。

『UNHCRニュース』では難民の自立のためウガンダで働くふたりの日本人職員に最近の様子を伝えてもらった。

### 食糧の自給自足をめざして

UNHCRアルア事務所  
プログラム担当官

清水康子



UNHCR 事務所の前で所長と。

ウガンダ北部では、2000年8月現在、スーダン南部の紛争を逃れた約18万人のスーダン難民が暮らしています。

ウガンダの難民政策は地域定住政策と呼ばれ、「難民の自立」と「地元との融合」を目指しています。

「地元との融合」とは難民が地元

ウガンダ人と融合するだけでなく、難民への援助サービスが地元で既に行われている公共事業の方針と合致した形で運営されるのを目指すことです。というのは、ウガンダでも難民事業のほとんどが国内外の援助団体によって実施されています(UNHCR、ウガンダ政府、援助団体の3者が契約を結んだ上で実際の活動——病院や学校の運営など——を援助団体が行う)。しかし、このような形態では、ともすると難民保護事業がウガンダの地元から隔たったものとなりがちです。

そこで、このような難民へのサービスを、徐々に県の既存の事業にとり入れてもらおうとしています。また教育、建設、医療を始めとする種々の難民援助活動は県の基準に従っています。

さて、もうひとつの目標である

「難民の自立」について食糧事情を中心に話しましょう。

まず、難民の自立を促進するために、ウガンダ政府は難民に広大な土地を提供し(1人あたり農地0.2~0.3ヘクタール)、難民はきび、とうもろこし、キャッサバ、胡麻(ごま)などを栽培しています。これには難民が食糧を自給することによって国連からの食糧援助を減らす、という狙いがあります。UNHCRの援助プログラムも農業(種の配給、技術指導など)、職業訓練(教員、医療者養成、家具作りなど)、そして教育の強化など、他国で実施しているプログラムに比べ自立の支援が中心となっています。最近では教育や医療の分野で、わずかながら難民がその費用の一部を負担し始めるようになりました。

## 自立を促す配給

今年1月から食糧配給の量は大幅に減少しています。一日一人あたり、穀類(とうもろこし)90グラム、豆類24グラム、油8グラム、塩5グラム、そしてわずかの砂糖です。これは難民に配給される通常の配給量の20～40パーセントにすぎません。ただし、1999年7月以降にウガンダに来た難民については、100パーセントの量が配給されています。

さて、今年8月12日から15日まで食糧事情調査団がアルアを訪れました。難民の食糧を調達している国連機関である世界食糧計画(WFP)を団長とし、ウガンダ政府とUNHCRが1年に一度国内の難民定住地と難民キャンプを訪問し、食糧事情を調査、今後の食糧配給量についての政策を立てます。この調査は、難民の栄養状態や農業の成果を見るだけでなく、難民事業全般、難民の生活事情などについて、難民や援助団体、アルア県庁から聞き取り調査をします。

## 難民の立場、地元の声

難民たちの代表的な意見は次のようなものでした——「(ウガンダは二期作と言われているが)毎年、第一期(6～7月に収穫)は雨不足で収穫がない」「農具を配給してほしい」「ウガンダ人が難民の土地に侵入してきて難民がその土地を使えない」「費用負担が大きすぎる」「小規模ビジネスなど



写真 清水康子  
配給のメイズ(とうもろこし)をひき臼で粉にしているところ。

の所得向上プログラムの支援が不十分だ」「独り暮らしの老人や身体障害者など農業のできない弱者は今の配給ではやっていけない」「ウガンダ人のところで賃金労働をして稼いで食糧不足を補っている状態だ」。

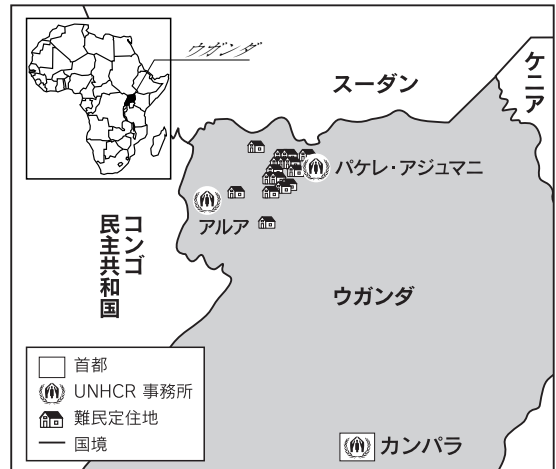
実際、第一期の雨不足は深刻で、ここ3年ほど繰り返されています。今年は干ばつに強い品種を導入しましたが、効果は微々たるものでした。

さらに、食糧自給に関して難民がウガンダ人と比べて不利だと思われる点があります。たとえば気候が悪く、農業収穫が期待できない場合、ウガンダ人は川で釣りをしたり、別の土地へ移動し、知り合いの人に土地を借りるなどして農業をすることができます。

しかし、難民にはそのような代替策がありません。さらに難民には川での漁業権はありません。また、難民のコミュニティでは、弱者を互いに支え合うという機能が家族離散などの理由により崩壊しています。

一方、定住地近辺に住むウガンダ人はどう思っているのでしょうか？援助団体が働くウガンダ人職員や県の政治家の意見は「定住地近くに住むウガンダ人を訪ねたが難民の状態よりひどい」「難民の中の弱者は難民のコミュニティが助けられないから苦しんでいる」「意欲がなくて種を蒔かずに食べてしまう難民がいる、だから収穫がない」「干ばつには皆、困っている。アルア県にも食糧援助をしてもらえないか」といったものでした。

このように、得られた情報には食い違いもあります。



## 意外な結末

雨不足による収穫の貧弱さは明らかです。また、今の食糧配給のレベルでは一部の弱者には苦しすぎるのではないかと、というのも一般的な意見でした。そこで、調査団は弱者に対する特別配給や干ばつ見舞いの一時配給など、寛大な結論に至りました。

ところが、驚くようなことが起こりました。その「寛大な結論」を発表し10日程経ってから、WFPが突然「配給する食糧が大幅に不足しており、年末まで今のレベルの配給を続けるのは無理だ」と通告してきたのです。

そのため、現場にいるUNHCR、政府代表、援助団体そしてWFPがチームを組み、配給の減少を知らせるため、難民との集会を大急ぎで開かなければなりません。難民たちは当然不満を述べましたが、怒りが爆発するというよりも悔しそうな顔つきで、あきらめムードでした。

これまでいろいろな場面で難民からの怒りに対応してきた私は今回も同じ状況を予想し、比較的静かな彼らの反応にほっとするやらの毒になるやら、という有様でした。

食糧配給のレベルの低下は、難民の自立を示すものです。しかし今回は難民自身の食糧生産力に関係なく、援助側の事情で「自立のレベル」が上がる、という皮肉な結果になりました。

## 教育にかける難民の情熱

UNHCRバケレ・アジュマニ事務所  
コミュニティ・サービス担当官

岩崎直子



何年前か、日本の新聞にアフリカのある難民の子どもの写真が載った。その少年は細い木の棒を手にして地面に座り、自分の足の表面に何かを書いていた。青空教室で学ぶ彼は自分の足をノートの代わりにしているのだという。この写真から私が受けた印象は強烈で、今の仕事を選んだひとつのきっかけともなり、果たして教育に対する難民の情熱をアフリカで実際に目のあたりにすることになった。

私は今年の2月、ルワンダからウガンダ北部に転勤し、それ以来UNHCRのコミュニティー・サービス担当官として働いている。担当する地域は、アジュマニとモヨという二つの県。担当地域の人口の30パーセント以上、

およそ10万人がスーダン南部からの難民である。私が主にかかわっているのは、難民の中でも特に弱者に対する支援、そして教育である。

教育といっても幼稚園から大学、また成人の識字教育などもある。ここでは、小・中学校教育の様子を中心に伝える。

ウガンダでは小学校が7年、中学校が4年、高校が2年というシステムである。地元で学校の設立の経緯を尋ねてみた。

小学校も中学校も、まず親や住民(ウガンダ人もスーダン人も)が協力して簡素な校舎を建て、時に外部からの援助を受け施設が整い、政府の認証を受けると、国の資金援助を本格的に受けられるようになるというのが一般的な流れである(特に小学校)。

ウガンダでは国民の初等教育が、1998年から一家族4人まで無料になった。主に難民が通う、政府にまだ認証されていない小学校は今でもUNHCRが援助を行っているが、難民の自立への戦略の一貫として、将来公立化されることも期待されている。

### 学費の補助

初等教育の原則無料化により、この3年間で全国の小学生の数は260万人から650万人に膨らんだとも言われている。2003年には、

およそ100万人が小学校修了試験を受けるという予測のもと、中等教育施設の拡充が課題のひとつとなっている。

このような中で、一定の成績を修めた難民が中学校へ進めるようUNHCRでは1998年から新しい形で学費補助プログラムを実施している。

アジュマニ、モヨ両県でウガンダ人が中学校に納める学費(寮費は別)は1年でひとりあたり約8000円。(難民が主体となって設立した4校はUNHCRが援助しているのでこれよりかなり安い)。多くのスーダン難民はいまだに経済的に不利な状況にあるため、そのうち約2000円を納める。残りの6000円は、UNHCRが教室の建設、机の購入などの形で負担する。1998年と99年には、難民の生徒の受け入れを促進するため、贈与の形でUNHCRが無償で整備した学校施設も数多くあった。

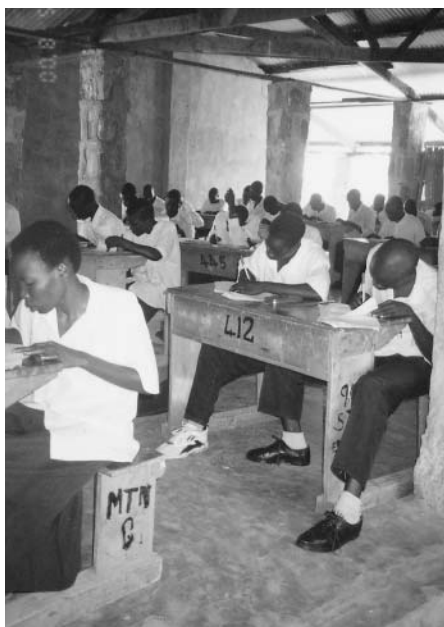
難民の負担する金額はまだ地元の住民と同じではないが、以前はより少人数の学費をUNHCRが全額納めていたのだから、それに比べれば難民の自立、地元ウガンダ人と共有できる教育施設の拡充という点で確実な進歩をとげた。

今後、学費補助を受ける者の数や負担額は、ウガンダ政府の中等教育政策、難民たちの経済的自立度などを見ながら注意深く決められていく。

### 抜き打ち検査

この学費補助プログラムも、実際に運営するのは結構大変である。例えば、新学期に学校から提出される難民の新入生リストをもとに、成績が本物であるか、難民として登録されているか、2つ以上の学校に応募していないかなどを、一人ひとりについて確認しなければならない。また、各学校に向いて、抜き打ちで出席をとる。

今年は2つの県で、合わせて15の中学校で、およそ900人が審査の対象と



アジュマニ県、アレレ中学・高等学校で期末試験を受ける生徒たち。

写真  
岩崎直子



なった。一部の生徒たちが補助を受けるために「ずる」をしたり、偽りの申告をしたりすることもあるので、私も時には厳しく彼らに質問する。

私が赴任してから特に資格審査が念入りになったので、一部の人々の間では不満もあるだろうが、取り決めを守ることは正直であることはお互いにとって大切である。教育、自立支援の一貫と信じて「難民だから」「貧しいから」「女の子だから」などの言い訳が不当にまかり通ることのないよう気を配っている。

上級生ともなると審査をくぐりぬけるための手段も手が込んでくる。私も生徒の持って来る怪しげな成績表を光に透かして見て、「あ、これはももとの数字を削って新たに別の点数をタイプしたのね」などと言っている自分に気づき、何をしているのかしらとおかしくなることさえある。

## 学ぼうとする強い意欲

とは言っても、概して難民の生徒たちは勉強熱心、親たちは教育熱心である。それだけに教育プログラムは、UNHCRにとっても取り組みがよいある分野のひとつと言え。あるNGOの職員は「難民たちがアジュマニに来てから、それまであまり教育

に関心を持っていなかった村のウガンダ人たちが触発され、以前より多くの子どもが中学校へ行くようになった」と言っていた。

どこまで本当かは分からないが、実際、小・中学校での成績を比べると、難民の生徒たちは住民の生徒に勝るとも劣らないのである。ただ、熱心過ぎてしまうのも困る。中学校、または高校へ進めなかった難民が悲壮感を漂わせて私のオフィスにやって来たりするので、「進学だけが人生ではないでしょう」と言い聞かせて、他の道を模索するよう励ましている。難民を受け入れる側のウガンダ人でさえ、

全員が中学校に進めるわけではないのだから。

このような中で、難民のために学校以外での教育（特に職業訓練）を支援することも、UNHCRの大切な役割のひとつである。

UNHCRはまた、特に女子の教育を促進するという目標を掲げている。ウガンダ人もスーダン難民も、小学校修了の時点で、女子の成績は男子のそれに比べてかなり低い。これは女の子が家事の負担を強いられ学校に行く時間がなかったり、学校に行っても疲れてしまっているせいだ。さらに学校の先生や社会で活躍する人も男性が多く、女の子は「私も良い成績がとれる」という自信を持ちにくい。また、経済的な理由によって、女の子は学校に行かせない親もたくさんいる。

そのため、難民が中学校で学費補助を受けるのに必要な成績も、女子の場合は低めに設定している。加えてUNHCRは一部の女子生徒の寮費を全額負担している。

8月のある日、私はモヨボのイトウラ中学校を訪れた。難民自身が創設に大きく寄与した学校で、UNHCRも教員の給与を一部負担するなどの支援を続けている。私が着いたのはちょうどお昼時で、先生たちが大きな

木の下でご飯を食べながら談笑していた。青空教室ならぬ、「青空職員室」である。こののどかな光景に、私はなぜかほっとした。

イトウラ中学校や他のいくつかの中学校にも立派な理科室や図書室が建ち、小学校の校舎も急速に近代化が進んでいる。そのような今でも生徒たち、先生たちは、自分の足をノートにしていた、あの少年と同じ教育への純粹な意欲を持ち続けているのだろうか。もしそうだとしたら、そこに、難民の自立への戦略が成功するためのひとつの鍵が隠されているのかもしれない。

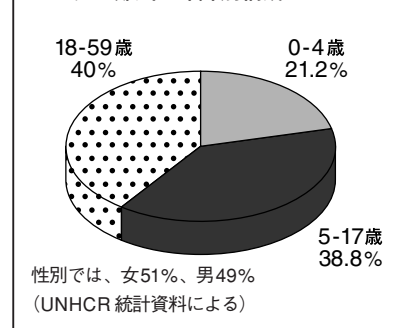
## ウガンダにおけるUNHCR予算\*

(2000年1月1日~12月31日 単位:米ドル)

難民の保護とモニタリング、調整	2,584,905
法的扶助	260,000
水（農業用を除く）	505,000
コミュニティー・サービス	610,000
家庭用品・世帯扶助	360,000
住居・その他の施設	1,065,000
穀物生産	1,035,000
自立支援（収入確保）	514,000
漁業	30,000
家畜・畜産	105,000
植林	570,000
教育	2,605,000
保健・栄養	1,615,000
衛生	91,000
輸送・補給	3,190,000
計画実施機関運営支援	2,045,000
UNHCR事業運営費	2,457,916
合計	19,642,821

\*この予算額にはスーダン難民だけでなく、コンゴ（旧ザイール）難民、ルワンダ難民などウガンダ国内にいる難民の援助にかかるすべてが含まれている。

## スーダン難民の年齢別構成



## 特定非営利活動法人

# 日本国連HCR協会(通称 HCR協会)が 設立されました

### 設立の目的と経緯

50年前にUNHCRが設立されて以来、その活動資金の大半は、各国政府からの拠出金でまかなわれてきました。しかし近年、UNHCRを民間から支援しようという動きが活発になってきています。まず、アメリカで“US Association for UNHCR”(米国UNHCR協会)という組織が生まれ、民間からの寄付を募る窓口となりました。その後、イギリス、スペイン、フランス、オーストラリアなどでも、同様な組織が生まれました。

日本では長年に渡り、東京にあ

るUNHCR日本・韓国地域事務所が寄付の窓口となってきました。しかし、より広く難民問題を訴えていくには日本の法人組織が必要であるとの判断から、特定非営利活動(NPO)法人の設立を目指すこととなりました。

UNHCR本体の事務所とは別に日本での法人を設けることにより、日本の事情にあった柔軟な活動が可能となります。同様な日本での国連関連の法人組織としては、日本ユネスコ協会連盟や日本ユニセフ協会などがよく知られています。

HCR協会では2000年5月、設立総会を経て東京都にNPO法人申請を行い、9月に認証を受けました。現在、3名の事務局スタッフがUNHCR広報室と連携しながら、これからの活動に向けて準備を進めています。

今後UNHCRへの一般の募金の受付は、HCR協会が担当します。そこで、今回から「HCR協会」を受取人とする振り込み用紙をお届けいたしますので、今後とも変わらぬご支援をよろしくお願い致します。

### 寄付の使途指定について

寄付の使途を指定なさる場合は以下の中からお選び下さい。

#### 1. 地域別プログラム

- 最優先の地域へ
- アフリカ
- 中東
- アジア
- ヨーロッパ
- アメリカ

#### 2. テーマ別プログラム

- みどり一本
- 難民女性
- 難民の子ども

#### 3. 緊急ファンド

#### 4. HCR協会支援ファンド

例えば、コンボへのご支援はヨーロッパを、東ティモールへのご支援はアジアをご指定下さい。詳

細は、HCR協会のホームページや別途資料をご参照いただくか、下記へお問い合わせください。

#### ■連絡先 日本国連HCR協会

(英語名称 Japan Association for UNHCR)

〒150-0001

渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル6階 UNHCR内

Tel. 03-3499-2450

Fax 03-3499-2273

Eメール info@japanforunhcr.org

ホームページアドレス www.japanforunhcr.org

#### ■募金先

郵便振替(手数料加入者負担)

口座番号 00140-6-569575

口座名 HCR協会



## よりよく知っていただくために

- Q UNHCRとHCR協会はどのような関係にあるのでしょうか？**
- A** 法人として設立されたHCR協会はUNHCRと正式な契約を結んでいます。組織としての運営が軌道に乗るまで、UNHCR本部が財政補助を行います。
- Q UNHCR広報室とHCR協会はどのような役割分担をするのですか？**
- A** UNHCR広報室は、季刊誌『難民』日本語版などUNHCRの公式刊行物を発行します。HCR協会は民間からの寄付の窓口として会員制度の設立など、これまでできなかったサービスを提供することを目指しています。
- Q HCR協会の会員制度とはどのような制度ですか？**
- A** HCR協会は、難民援助活動により積極的に参加し、広報などの一端を担っていただく「助っ人会員」を募集しています。詳細はHCR協会のホームページ([www.japanforunhcr.org](http://www.japanforunhcr.org))をご参照ください。
- Q UNHCRに関する一般的な問い合わせ先はどこになるのでしょうか？**
- A** 難民問題に関する質問は、従来通りUNHCR広報室にお問い合わせください。寄付やHCR協会の会員制度に関してはHCR協会にお問い合わせください。
- Q 資料、ポスター、ビデオ、パネルなどの申し込みはどちらにすればよいのでしょうか？**
- A** UNHCR広報室とHCR協会の共通ファクス番号(03-3499-2273)、HCR協会へのEメール、あるいは郵便でお申し込みください。
- Q HCR協会を通じてUNHCRに寄付した募金は、どのように使われるのでしょうか？**
- A** 従来通りUNHCR本部に送金され、指定された計画のために使われます。ただし、「HCR協会支援ファンド」と指定された寄付は日本国内での業務や広報活動に利用されます。

- Q 「みどり一本」への寄付は何に使われるのですか？**
- A** パキスタンでの植林に始まり、その後スーダンの難民キャンプ周辺の植林事業に使われてきました。多くの難民が暮らす地域では、森林破壊など深刻な環境問題が起きています。今後とも「みどり一本」へのご寄付は、難民に関わる植林事業に使われます。
- Q 「緊急ファンド」はどのように使われるのですか？**
- A** HCR協会では、緊急事態に備えて緊急ファンド(基金)を設立します。この「緊急ファンド」に皆様からの寄付を蓄積します。このような資金を準備することによって、HCR協会は緊急事態に対し即座に資金を送ることができます。緊急ファンドの使い道は、ホームページなどを通じて順次お伝えします。
- Q UNHCRの募金箱は今までどおり使えるのでしょうか？**
- A** 使えます。なお、募金の振込み先は、HCR協会の郵便口座の方へお願いいたします。
- Q これまで雑誌の送付や寄付の領収書に使われていた登録番号は変わらないのですか？**
- A** HCR協会の設立に伴い新しい住所録を作成したため登録番号も新しくなりました。季刊誌『難民』や『UNHCRニュース』の読者の方は、宛名ラベルに印刷された登録番号をご参照ください。
- Q 従来振込用紙やUNHCRの郵便振替口座はなくなるのですか？**
- A** しばらくの間は、今までの口座もご利用いただけますが、今後は、HCR協会の口座をご利用ください。
- Q 募金をする時、郵便振り込み手数料がかかるのでしょうか？**
- A** かかりません。振り込み手数料はHCR協会が負担します。今後、関係官庁へ手数料免除をお願いしていく予定です。

## 『緊急対応ハンドブック』日本語版刊行

UNHCRによる『緊急対応ハンドブック』日本語版が刊行されました。このハンドブックには、過去50年間UNHCRが蓄積してきた難民問題や人道危機への対処の仕方が詳しく記述されています。緊急事態における援助の手引書であるこのハンドブックは440ページ24章から成り、HCR協会の「助っ人会員」と「法人会員」でご希望の方にお送りします。本書はHCR協会を通じてのみ入手が可能で、一般の書店での入手・注文はできません。会員以外で入手ご希望の方は、HCR協会宛てにファクスまたは郵便でお申し込み下さい。



### ——『緊急対応ハンドブック』目次より

- 第1部 UNHCRの原則**
- (1) 対応の目的と原則
  - (2) 保護
- 第2部 緊急事態管理**
- (3) 緊急事態管理
  - (4) 不測事態対応計画の立案
  - (5) 初期の状況把握と即時対応
  - (6) 事業計画の立案
  - (7) 調整と現場の組織化
  - (8) 実施取り決め
  - (9) 外部との関係
- 第3部 活動**
- (10) コミュニティ・サービスと教育
  - (11) 難民人口の推計と登録
  - (12) 用地選び、計画、居住施設
  - (13) 物資の配給
  - (14) 保健医療
  - (15) 食糧と栄養
  - (16) 水と給水
  - (17) 環境衛生
  - (18) 供給物資と輸送
  - (19) 自主帰還
- 第4部 活動支援**
- (20) 管理運営、人員配置、財政
  - (21) 通信
  - (22) ストレスへの対処
  - (23) 職員の安全
  - (24) 車との協同活動

# 読む資料・見る資料

## さしあげます

### 季刊誌

- 「難民 Refugees」—— 難民問題の現状と保護・援助のあり方をめぐる情報誌。国際社会の対応、人道援助活動をめぐる将来への展望などを紹介します。

### ニュースレター

- 「UNHCR News」—— UNHCRの活動を紹介。UNHCR日本・韓国地域事務所が独自に編集。年3～4回発行。(8ページ)

### パンフレット

- 1「難民女性」—— 難民の8割は女性と子どもです。暴力の犠牲となりやすい女性たちの実態を取り上げます。
- 2「紹介用リーフレット」—— UNHCRの活動や難民問題の解決方法などを、イラスト入りで簡単に紹介。

「わたしたちの難民問題」—— 大学生など若いボランティアが中心となって高校生向けに作った入門書。〔僕たちの難民問題〕改訂版

「難民の子どもたち」—— どうして難民になったのか、逃げる途中でどのような経験をしたのか、キャンプではどんな生活を送っているか、そして将来の夢など、子どもたちの声が聞こえてきます。小学生から高校生向け。(20ページ)

- 数字で見るUNHCRの活動
- UNHCRの概要

- 1. 絵画ポスター —— アフガン難民(12歳)とスーダン難民(17歳)、旧ユーゴ難民(9歳)の描いた絵画をポスターにしました。3枚一組。サイズA2(42×59cm)  
「あなたの子はこんな絵を描きますか」
- 2. ポスターセット —— 難民地図、UNHCRや難民などについての説明と写真で構成したセット。10枚一組。サイズA2
- 3. コソボ難民ポスター —— マケドニアに逃れたコソボ難民のキャンプとコソボ国内避難民の写真。2枚一組。サイズA2

- 募金箱 —— 難民援助の募金にご協力ください。
  - ボール紙製 8.5×18×13cm
  - プラスチック製 8.5×18×13cm※プラスチック製は折りたたみ不可  
詳しくはお問い合わせください。

## お貸します

- 展示用パネル —— 写真パネル、説明パネル、世界難民地図を合わせ約30枚が一組です。(68×47cm 2箱に収納)  
※ 使用希望期間、使用目的、主催者をお知らせください。ご要望が多いため、2カ月前の申し込みが必要です。

### ビデオテープ

- 1 日本語吹替え版・字幕版
  - ほんのちょっと変えてみよう(14分)
- 2 日本語吹替え版
  - 世界の難民はどこに1999-2000(15分)
  - 難民女性(13分)
  - 難民になるって、どういうこと?(15分) 小学校高学年以上
- 3 日本・韓国地域事務所制作
  - 難民もみんな同じ地球人(19分) 中学生向き

### ホームページ

UNHCR日本・韓国地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご利用ください。  
<http://www.unhcr.or.jp>

### 資料の請求は——

UNHCR(ユ・エヌ・エイチ・シー・アール)

### 日本・韓国 地域事務所 広報室

〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前5-53-70  
国連大学ビル6階  
FAX03-3499-2273

資料や募金箱は無料です。ただし送料とコピー代(在庫切れの場合)がかかります。資料の申し込み、質問等は広報室宛てに官製はがきまたはファクスをお願いします。送料(宅急便または郵便小包)は着払いをお願いしていますが、ご無理な場合は資料受け取り後、送料分の切手を同封のアンケート用紙と共に広報室宛てに返送して下さい。

UNHCRニュース No.15

2000年11月

●発行

UNHCR日本・韓国地域事務所  
広報室

●郵便振替

口座番号 00140-6-569575

加入者名 HCR協会

### 表紙写真

右上 スリランカ政府と反政府勢力「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」との戦闘のため昨年3月新たに2万人が国内避難民となった。

UNHCR/M.Kobayashi

右下 難民の中でも老人たちは最初に故郷に帰り、他の家族のために帰還への道を開くことが多い。壊れた家を修理する帰還民。ボスニア

UNHCR/R. LeMoyné

左上 ボスニアでの紛争時、故郷を追われ川を渡りクロアチアに到着したクロアチア系難民。

UNHCR/R. LeMoyné

左下 スリランカでは断続的に続く内戦のため、何度も国内避難民にならざるおえない人々がいる。

UNHCR/M.Kobayashi